

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div> 年 月 日	※ 処 理 事 項	審 査	承 認	交 付	
千葉県 県税事務所長 様	免税軽油の使用に係る 事務所又は事業所所在地				
	業 種				
	免税軽油使用者証の 番号及び氏名（名称）		第 号		
	この申請に应答する係及び 氏名並びに電話番号		(電話)		
免 税 証 交 付 申 請 書					
機 械、車 両 又 は 施 設 名（番 号）	No.	No.	No.	No.	No.
所 要 数 量 合 計	リットル	所 要 数 量 計 算 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
希望する販売業者名及び所在地	免 税 証 の 種 類	枚 数	数 量	※ 処 理 事 項	
	リットル券		リットル		
	計				
参 考	前回交付を受けた免税証		前 回 交 付 を 受 け た 免 税 証 の う ち の 使 用 量		(ア) - (イ)
	計算期間	数 量 (ア)	期 間	数 量 (イ)	
	年 月 日から 年 月 日まで	リットル	年 月 日から 年 月 日まで	リットル	リットル
	前回交付を受けた免税証に記載された販売業者以外の販売 業者から免税軽油の引取りを行った場合の販売業者の氏名 又は名称			数	量

第16号の21様式記載要領

- 1 この申請書は継続して免税証の交付を受けようとする場合において、交付を受けようとする道府県知事に免税軽油使用者証を提示して一通提出すること。
- 2 「※処理事項」欄は、申請者において記載することを要しないこと。
- 3 「機械、車両又は設備名（番号）」欄には、免税軽油使用者証に記載された機械、車両又は設備名の番号のみを記載すること。なお、共同申請の場合には第16号の22様式の記載のみをもって足りるものであること。
- 4 所要数量の計算の基礎については、最近の実績、生産量、稼働日数、稼働時間等により明細に記載した計算書（第16号の22様式の「共同申請明細書」を提出する場合は各個人ごとの計算書）を必ず添付すること。

※処理事項		審査	承認		交付	
					リットル	
原則、有効期間開始日の 15日前 まで		免税軽油の使用に係る所在地 千葉県中央区〇〇 △△-△				
令和2年 6月15日		免税軽油使用者証に記載されたとおりに記入。				
千葉県〇〇県税事務所長		免税軽油使用者証の番号及び氏名(名称)		第 123456789 号		
免税軽油使用者証に記載された機械等を記入。		実際の担当者と連絡先。		株式会社〇〇鉱業 総務部 〇〇太郎 (電話 090-0000-△△△△)		
免税証交付申請書 (追加)						
機械、車両又は施設名(番号)		No. パワーショベル		No.		
		No.		No.		
所要数量合計		700		業種等の区分により指定された期間を記入。		
		計算期間		令和2年 7月 1日 から 令和2年 9月 31日 まで		
基礎計算書で算出した必要とする免税証の数量を記入		所在地	免税証の種類	枚数	数量	※処理事項
千葉市市場町〇〇〇			100 <small>リットル券</small>	4	400 <small>リットル</small>	希望する券種等を記入。 月末一括引渡しなのか、その都度引き渡すのか確認し、使用者の実情に合わせて、できるだけ細かくする必要がある。
〇〇石油(株)△△給油所			50	4	200	
			10	10	100	
申請者が軽油の引取りを希望する販売店を記入。 原則自由だが、県外の販売店を希望する場合、制度上、免税の適用が受けられない場合があることに注意する。		計		18	700	前回交付を受けた免税証について記入。 前月末までの実績でよい。(報告書)
参	前回交付を受けた免税証		前回交付を受けたうちの使			
	計算期間	数量(ア)	期間	数量(イ)		
考	令和2年 4月 1日 から 令和2年 6月 30日 まで	800 <small>リットル</small>	令和2年 4月 1日 から 令和2年 5月 31日 まで	500 <small>リットル</small>	300 <small>リットル</small>	
	前回交付を受けた免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行った場合の販売業者の氏名又は名称				数	量
	県庁石油(株)				100	<small>リットル</small>

第16号の21様式記載要領

- この申請書は継続して免税証の交付を受けようとする場合において、交付を受けようとする県税事務所長に免税軽油使用者証を提示して1通提出すること。
- 「※処理事項」欄は、申請者において記載することを要しないこと。
- 「機械、車両又は設備名(番号)」欄には、免税軽油使用者証に記載された機械、車両又は設備名の番号のみを記載すること。なお、共同申請の場合には第16号の22様式の記載のみをもって足りるものであること。
- 所要数量の計算の基礎については、最近の実績、生産量、稼働日数、稼働時間等により明細に記載した計算書(第16号の22様式の「共同申請明細書」を提出する場合は各個人ごとの計算書)を必ず添付すること。